答 弁 第 四 二 号 平成二十九年十一月二十四日受領

内閣衆質一九五第四二号

平成二十九年十一月二十四日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議長大島理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出自殺志願者へのSNS上での公的相談窓口の現状に関する質問に対し、 別紙答

弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出自殺志願者へのSNS上での公的相談窓口の現状に関する質問に対する答

弁書

一から三までについて

お尋ねの「公的な自殺相談窓口」の意味するところが必ずしも明らかではないため、 一概にお答えする

ことは困難であるが、国、地方公共団体等により様々な自殺対策関連の相談窓口が設置されており、その

中には、SNSによる相談を受けているものもあると承知している。

四について

お尋ねの 「公的な自殺相談窓口」の意味するところが必ずしも明らかではないため、 一概にお答えする

ことは困難であるが、 現在、 座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議等において、SNSを

活用した相談機会の確保を含めたインターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケア対策の充実

等を検討しているところであり、その結果を踏まえ、適切に対応してまいりたい。

五について

お尋ねについては、 仮定の質問であり、 お答えすることは差し控えたい。